

# 公益社団法人埼玉県理学療法士会 会費減免・見舞金等の支給に関する規程

令和元年 11 月 11 日制定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県理学療法士会（以下、「本会」という。）会員の自然災害による財産被害があった際の対応および見舞金について定めることを目的とする。

(適応)

第2条 公益社団法人日本理学療法士協会（以下、「日本理学療法士協会」という。）の会費免除・見舞金支給対象者となった正会員対し、会費免除および見舞金を支給する。

(申請方法)

第3条 日本理学療法士協会の規程に準ずる。

(申請書類)

第4条 日本理学療法士協会の「見舞金・弔慰金および会費免除申請書」を、本会の見舞金・会費免除申請書とみなすことができる。申請の際は罹災証明書、車両保険保険料支給証明書を添付すること。

(会費免除・見舞金)

第5条 会費免除および見舞金を支給する場合は、以下の通りとする。ただし、本会への未払い納入金がある場合は、これを認めない。

2 原則として免除の適用は、災害発生の翌年度分とする。

	会費免除	見舞金	備考
四輪車損壊 所有者が会員に限る	なし	5,000円	車両保険加入者で保険料が支給された場合のみ
一部損壊 浸水（床下）	○	なし	
半壊（大規模半壊含む）半 焼・半流出・浸水（床上）	○	20,000円	
全壊 全焼・全流出・浸水（天 井）	○	30,000円	

(規定の改廃)

第6条 この規定の改廃は、理事会の決議を必要とする。

付則

1 この規定は令和元年 11 月 11 日から施行する。